

各位



平成 27 年 12 月 15 日

トレーダーズホールディングス株式会社

(JASDAQ・コード 8704)

## コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取組みについて

当社におけるコーポレートガバナンス・コードの各基本原則に対する取組み状況についてお知らせいたします。

### 基本原則 1 【株主の権利・平等性の確保】

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、全ての株主が当社における重要なステークホルダーであり、株主との中長期的な信頼関係を構築していくことが重要な課題の一つであると認識しております。

全ての株主に対して実質的な権利と平等性を確保し、権利の適切な権利行使に資するため、金融商品取引法等の関連法令や東京証券取引所の定める適時開示等に係る規則を遵守し、情報開示に努めております。

また、適時開示規則に該当しない当社グループに関わる重要な情報についても、適時開示の趣旨を踏まえて、適切かつ迅速、公平に情報開示を行っております。

なお、当社において、株主に重要な影響を与えうる重要な施策（意思決定）を行う場合は、特に、少数株主にとって当該施策が不利益なものとならないよう、外部の第三者機関等の意見を取得するなど、少数株主に対する十分な配慮を行っております。

### 基本原則 2 【株主以外のステークホルダーとの適切な協働】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、当社グループをとりまく様々なステークホルダーとの適切な協働が必要不可欠であると認識しております。

当社グループは、「金融サービスを通じて、社会・経済の発展に貢献する」、「金融サービスにおける革新者を目指す」、「健全な事業活動を通じて、関わる全ての人を大切にする」との経営理念の下、法令を遵守し、公正な事業活動を通じて、ステークホルダーと良好な関係を築いていくことこそが、広く社会に貢献し、ひいては当社グループの企業価値をより一層向上させていくことにつながると考えております。

当社は、ステークホルダーとの適切な協働を実践し、より良い企業風土を作るため、役員一人ひとりが業務遂行において遵守すべき行動規範として「コンプライアンス・マニユアル」を定めており、グループ役職員に広く浸透させております。

また、代表取締役社長をはじめとする経営陣が、定期もしくは都度、幹部社員やグループ役員に対して、自ら直接、経営方針や今後のビジョンを説明する機会を通じて、株主のみならず株主以外のステークホルダーとの適切な協働の重要性について、その共有化を図っておりますが、今後もより一層、取締役会・経営陣が先頭に立って、ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努めてまいります。

### **基本原則3【適切な情報開示と透明性の確保】**

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

当社では、当社グループに関する適切な情報開示は、経営の透明性を確保し、投資家保護やステークホルダーの理解と資本市場の信頼性確保の観点から必要不可欠なものと認識しております。

そのため、金融商品取引法等の関連法令や東京証券取引所の定める適時開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって、重要と判断される情報（非財務情報も含む）については、可能な限り有益な記載となるよう任意で適時開示を行っております。その他、当社グループに関する理解をより深めていただくための関連情報についても、当社ホームページ等の様々な媒体を通じて積極的に情報開示を行っております。

#### **基本原則 4【取締役会等の責務】**

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

当社は取締役会及び経営会議を通じて、経営として企業戦略等の方向性に関する審議及び意思決定を行っております。また、取締役会規程、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程等を定めて、取締役会、各管掌役員及び各部門の職責を明確化し、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行っております。

当社は、効率的な経営・執行体制の確立を図るために、独立社外監査役 2 名を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社としております。さらに平成 27 年 6 月からは、経営監視機能を補完するために社外取締役を選任し、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築しております。

社外取締役及び独立社外監査役が、それぞれ、その高い独立性と専門的な知見に基づいて、客観的かつ中立的な監査・監督の役割・責務を適切に遂行する環境を整備することを通じて、企業統治体制の強化を図り、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に寄与していくものと考えております。

#### **基本原則 5【株主との対話】**

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、株主や投資家との積極的かつ建設的な対話を行い、具体的な経営戦略や経営計画などに対する理解を得るとともに、株主や投資家からの意見や要望、苦情を真摯に受け止め、懸念があれば当該

内容を経営に適切に反映させていくことが重要であると認識しております。

そのため、IR 担当部門の取締役を中心とした IR 体制を整備し、当社の経営方針等に対する理解を深めるための機会創出に努め、投資家等からの取材にも積極的に応じています。

株主からの意見や質問に答えるため、IR 担当者を 2 名設置し、お寄せいただいた意見等は IR 担当部門の取締役を通じて、経営陣に報告する体制を整備しております。なお、株主との対話に際しては、未公表の重要事実の取扱いについて、株主間の平等を図るため、金融商品取引法等の関連法令を遵守し、また「ディスクロージャーポリシー」や「情報開示規程」等の社内規程に基づいて、その厳格な情報管理に努めております。

以上